

WTO 体制下の TRIPS 協定に関する分析

知的財産権とその透明性

堀内 博

日本大学大学院総合社会情報研究科

An Analysis of TRIPS under the WTO Regime

Intellectual Property Rights and its Transparency

HORIUCHI Hiroshi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

The Trade Related Intellectual Property Rights known as TRIPS was one of the most significant achievements of the Uruguay Round, which requires all the WTO members to provide certain minimum standards of intellectual property protection. While Intellectual Property (IP) has emerged as a critical component of trade, economic growth and sustained development across the Asia and around the world, the need to emphasize the importance of IP rights has been discussed during the Group of Eight Countries Summit held in Russia in July, and again at APEC in Vietnam in November 2006.

Since joining the WTO in December 2001, China has undertaken steps to implement its numerous WTO commitments. However, China has been less successful in enforcing its laws and regulations and ensuring the effective IPR enforcement required by the TRIPS Agreement. Japan, U.S.A. and European Union are now considering the possible use of WTO mechanism to correct the situations.

1. はじめに

このところ各国の首脳や閣僚が集う国際規模の会議で、WTO 体制下の「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS: Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights)と直結する問題がたびたび議題に上っている。2006年7月15日から三日間、第32回目のG8サミット会議(主要国首脳会議)¹⁾がロシアのサンクトペテルブルグで開催された。議長役のプーチン大統領は、安全保障、世界経済及び貿易、腐敗との闘い、開発援助、エネルギー安全保障、テロ対策などに加えて「知的財産権の侵害」に

関する文言を盛り込んだ総括を発表して閉幕した。プーチン議長が発表した「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」と題する声明では、模倣品や海賊版の横行から発生する問題に向けた取締り強化策の再確認とともに、そのプロセスを通じて前進する技術革新が世界経済の持続的な発展や世界の消費者の健康と安全に資することを留意した内容となっている。サミット会議では、国際社会が直面する経済・社会問題を含めたさまざまな問題が討議されるが、知的財産権の侵害との闘いが議長声明に盛り込まれたことは評価できる。しかし、裏を返せば、模倣品や海賊版から発生する甚大な被害の蔓延に対する有効な手立ての欠如という各国の懸念を反映している。加えて、2006年11月にベトナムで開催されたアジア太平洋経済協力会議(APEC: Asia Pacific Economic Cooperation)の閣僚会合でも、模倣品や海賊版製品から守るための「知的財産権の保護」が討議され、各国首脳が合意した声明のなかで「ハノイ行動計画」

¹⁾ 1970年代、ニクソン・ショックや第一次石油危機などを契機に、経済、通貨、貿易、エネルギーなどの世界経済問題に対する政策協調について先進国首脳レベルで総合的に検討・議論する場が必要との認識が高まり、ジスカルデスタン仏大統領の提案のもと、1975年11月、パリ郊外のランブイエ城において、西側6カ国の日本、米国、英国、仏蘭西、独逸、イタリアの代表による第1回首脳会議が開かれた。近年、サミットはG8と呼ばれる8カ国、日本、米国、英国、仏蘭西、独逸、イタリア、カナダ、露西亜の首脳及び欧州連合の委員長で構成される規模が定着している。日本は1979年、1986年、1993年、2004年、議長国の役を4回担当した。

²⁾と位置づけ、成長と繁栄を目指す諸策のなかに「知的財産関連のモデルガイドラインの策定の実施」を採択した。また、2006年7月13日に日本とマレーシア間で発効した経済連携協定（Economic Partnership Agreement）のなかでも、TRIPS協定の重要性を認識し、内国民待遇（NT: National Treatment）³⁾や最恵国待遇（Most-Favored-Nation Treatment）の原則に基く効果的かつ無差別的な知的財産制度の保護、手続の簡素化や調和など、つまり国際分類に従った特許出願及び商標登録出願、透明性確保のための関連情報の公開、周知商標の保護、エンフォースメント⁴⁾の強化など数々の改善策の実施が両国間で合意された。これらの重要事項を確固なものにするため、日本とマレーシアの専門家が会して知的財産に関する問題点を討議する小委員会というメカニズムの設置が合意された。これら一連の先進国首脳・閣僚会議や経済連携協定から、加盟国の問題意識の共有及びグローバルな規模で知的財産権の保護に向けた取り組みに対する姿勢と決意を讀取ることができる。

近年、北朝鮮による「偽札作り」の疑惑を巡る国際的な懸念が高まるなか、アジア圏、特に中国発⁵⁾の模倣品や海賊版の侵害から発生する被害は膨大な金額に達している。

2. WTO 体制下の TRIPS 協定成立

1947年に発足した「関税と貿易に関する一般協定」（GATT: General Agreement on Tariffs and Trade）のもとで8回の貿易交渉会議が開催された。GATT発足当初の1947年から1956年の第4回会議までは、参加国にとり重要関心事であった関税の引き下げに関する交渉が主たる議題であった。回を重ねて関税

率が低下するというGATT効果が現れるにつれ、議題の中心は、これまで踏み込まなかった市場アクセス分野や貿易ルールの整備に移行された。例えば、第7回の東京ラウンドでは、鉱工業品関税、サービス、農業の他、ダンピング防止、貿易の技術的障壁、政府調達、補助金などの貿易ルールの整備が新たに登場した。また、参加国数も一段と飛躍し、表1が示すように、初回の23カ国から4倍強の102カ国に増加した。

表1 The GATT Trade rounds (GATT ラウンド交渉年表)

Year	Place/name	Countries
1947	Geneva	23
1949	Annecy	13
1951	Torquay	38
1956	Geneva	26
1960~61	Geneva (Dillion round)	26
1964~67	Geneva (Kennedy round)	62
1973~79	Geneva (Tokyo round)	102
1986~94	Geneva (Uruguay round)	123

出所：World Trade Organization, *Understanding the WTO*, World Trade Organization Information and Media Relations Division, 2003, p. 16.

第8回のウルグアイ・ラウンドでは123カ国が加わり、GATT時代で最大規模の会議に発展した。ウルグアイ・ラウンドは、1986年に開幕し7年の歳月を経て1994年にマラケシュ会議をもって閉幕したが、第7回目の東京ラウンドとは異なる多角的貿易交渉の場となり、従来GATT規律対象外の「サービス」、「農業」、「衛生植物検疫措置」、「知的財産権」、「紛争解決」、「情報通信」、「金融」など広範囲な分野にまで拡大して世界貿易を律する新たな秩序と方向性が示された。GATTは二国間に貿易問題が生じた際に仲裁の役割を主目的としてきたが、貿易の態様もGATT成立当初からすれば複雑化したことに加えて世界的な規模で進展する貿易の拡大に対処するため、新たな国際的な貿易機関の必要性にも論議が発展し、新時代に即した形の世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）が1995年1月1日に発足した。ウルグアイ・ラウンドは多くの分野で進展をもたらした。つまり、これまでのGATTが物品の貿

²⁾ ハノイ行動計画とは、ポゴール目標の達成に向けた今後の道程を具体化させるもので、2006年の会議でその工程表が承認された。

³⁾ WTOは、加盟国Aが、A以外の加盟国に内国民待遇を供与することを規定している。つまり、輸入品は、関税措置を除き、同種の国内産品と同様の扱いを受ける権利があり、輸入品と国内品を均等に取扱う義務を規定している。しかし、内国民待遇は加盟国の内政にも介入する可能性もあることから、WTO規定といえども、関係国間の調和が不可欠である。

⁴⁾ 知的財産権の侵害行為に対し、効果的な措置がとられるよう、民事・行政、暫定措置、国境措置、刑事上の手続を規定し、模倣品や海賊版に対する権利行使を指す。

⁵⁾ 特許庁の調査によると、世界の模倣品の33%（2003年3月現在）は中国で製造され、世界各国に輸出されている。参考図書〔6〕の7頁を参考とした。

易を規律対象と捉えてきたこととは異なり、WTO体制下で物品の貿易と並んで知的財産権をその規律の枠組みのなかに収めたことである。このような経緯を経て、本稿の主題である「TRIPS 協定」が新たな貿易規律の一環として組み込まれることになった。

GATT では当初ブランド品などの不正商品の貿易が議題であったが、問題の根源は知的財産権の侵害を黙認する途上国が多いという議論に達し、WTO加盟国は知的財産権を遵守することを義務とするTRIPS 協定が始めて誕生した。知的財産権については、その保護が不十分という意見や批判が先進国、特に米国を中心に強く叫ばれた。知的財産の保護はWTO加盟国が遵守すべき最低基準として機能することで、世界知的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）を中心とした国際的な知的財産権制度の規律を側面から支えるものである。WTO体制下のTRIPSは、GATTが基本的にモノを対象としたこととは異なり、知的財産権の権利者、つまり人に適用されるものであり、それを基礎とし、知的財産権の権利水準を国際的標準として確立し、そのうえで権利行使の法手続きき定めたものである。TRIPSの利点と特徴を挙げると、第1に、従来から存在していた工業所有権（商標権・意匠権・特許権）の保護に関するパリ条約（1883年創設）や著作権のベルヌ条約（1886年創設）などの国際条約は加入が任意であるのに比し、WTO加盟国のすべては両条約などに未加入であってもそれらの条約を遵守する義務が生じた。しかし、ここに若干の例外があり、開発途上国はその義務の実施を遅らせることが出来るという規定が設けられた。開発途上国に関する論点は脚注8を参照されたい。第2に、知的財産関連条約のなかに初めて最恵国待遇が明記された。第3に、従来から存在していたものに新しい種類を加えた知的財産権全体が包括的に保護されることになり、知的財産権保護水準の強化につながった。TRIPS協定が含む知的財産権は、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、特許権、地理的表示⁶⁾、ICの配置、非公開情報などに分類できる。

⁶⁾ 地理的表示とは原産地を特定する表示のことであり、シャンパン、ワインのボルドー、チーズのカマンベール、ハムのパルマのように確立した品質や名声が商品の地理的原産地の場合、その商品がその

第4に、先進国、途上国を問わず各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準を明確化し、保護の基準ならびに実施手続が定められたことから、これまで不十分な保護体制であった各国の制度が改善されることになった。第5に、従来の知的財産権関係条約は紛争解決制度をもっていなかった。国際連合の国際司法裁判所に提訴することは可能であるが、これまでに知的財産権問題が提訴されたことはない。また、知的財産権に関する国際紛争の際、WTOの紛争解決機関が裁決にも援用できることになり、加盟国が統一的な解決方法手続を適用することが可能となった。第6に、知的財産権の問題は、貿易や経済発展にも直結するとの認識が加盟国間で共有され、その重要性が認識されてきた。第7に、最恵国待遇義務による二国間交渉の成果の加盟国への均等恩恵により、保護水準が国際的に向上した。第8に、権利行使に関する規定が整備され、実質的な権利保護が可能となった。WTO協定ではいわゆる3本柱を構成するGATT、GATS（サービスの貿易に関する一般協定）、TRIPSのなかで、TRIPS協定は加盟国それぞれの内政事項との認識があったが、その域を超えて国際間の貿易をも規律することが可能となったことで知的財産権保護に向けて着実な一歩を踏み出したことになる。

WTOの創設と共に、関税や貿易に関する協定以外に多角的な互惠主義に基づく協定の規律が導入された経緯はすでに述べたが、国際機関における合意は、国際連合の決議やOECD（経済協力開発機関）の勧告のように拘束力を持たないことになっている。他方、GATTやWTOで定められた国際貿易ルールと調和した合意事項の多くは、加盟国間の拘束的契約であり、この拘束力は、加盟国は自国の法令および行政上の手続をWTO関係協定に定める義務に適合したものとすべきことを規律している。⁷⁾つまりWTO加盟国は自国が拘束される国際上の規律と合

原産地とすることを特定することを指している。別語すれば、ボルドーワインという表示は、ボルドー産のワインにしか使えない。もう一つ例をあげれば、日本産のチーズに、「カマンベールチーズ」は認められない。しかし、日本産のチーズに、「日本産チーズカマンベール」の場合、消費者の誤認はないとして認められる。詳細は、参考図書〔7〕の55頁を参照されたい。

⁷⁾ WTO設立協定第16条4項。WTO協定概要

意を国内で調整・実施する義務が生じることになる。知的財産権の保護が関係する商品あるいはサービスの中には、医薬品をはじめ人の生命あるいは文化の独自性にかかわるものがある。このことが、途上国に困難をもたらすことになった。

3. 知的財産保護制度における国際的潮流

最初に知的所有権の保護が貿易問題の一環として GATT で取上げられたのは、1970 年代の東京ラウンド交渉で商標権を侵害する不正商品に対する貿易制限の問題であった。しかし、上述のように知的財産権の保護に関する国際的規模の両条約が締結されており、また執行機関として「世界知的所有権機関」(WIPO: World Intellectual Property Organization) の存在があることから、ウルグアイ・ラウンド交渉で GATT が知的所有機関を扱うことの是非についての論争が起きた。

WTO は GATT の基本協定を主軸に据えながら機能的な役割を補完し、国際的な統一体制の確保を図った。例えば、これまで GATT 時代には個々の協定への参加は比較的自由であったため、途上国⁸⁾ は自国に都合のよい協定にのみ参加するという傾向が見えた。1980 年代以降、国際貿易の高まりと共に知的財産を媒体とした商品やサービスの占める割合が先進国、途上国の隔たりなく増加した。これを受け、知的財産権の重要性が認識されはじめた。知的財産権とは、特許権・著作権・意匠権(デザイン権)・商標権などを考案した創作者に対して一定期間の権利を認める制度であり、知的財産権の保護は属地的⁹⁾ なものである。したがって、国境を越えてグローバ

⁸⁾ 途上国の定義は、対象の議題や機関により変化する。例えば、韓国は GATT 第一条国であり、先進国の貿易・経済機関である OECD 加盟国であるが、WTO の場では途上国と自己申告した。台湾は WTO に自ら先進国と申請したが、中国は途上国として申請したため、国際社会から批判を受けた。一方、国際連合によれば、数種の客観的指標を適用し、後発途上国を指定している。現在の WTO では、加盟国の 75% を途上国が占めているが、広範かつ複雑、技術的な協定の内容を実施するための国内的な知見の不足などもあり、協定を履行するための財政的・人的資源の制約という問題に直面し、WTO の多角的自由貿易体制に基く恩恵を十分に享受していないとの不満が途上国からでて、シアトル閣僚会議では大きな混乱を引き起こした。これを受け、途上国に対し、貿易関連技術支援の実施や義務の履行を遅らせるなどの特別配慮を講じている。しかし、先進国と途上国間に横たわる未解決の問題は山積している。

⁹⁾ 権利効力の領域を限定する原則であり、本稿では、単一国家あるいは限定された地域単位内で有効な知的財産権を指す。

ル市場が拡大して貿易が発展するほどに、各国の制度の違いによる貿易阻害が大きくなる。このような状況にもかかわらず、知的財産権を保護するのに実効性がある国際的な規律が存在しなかったため、偽物ブランドや海賊版商品の氾濫などを助長する結果となり、国際貿易に甚大な被害をもたらすケースが増加している。そのため、国際貿易秩序を適切に保護する枠組みを検討する必要性が国際社会のなかで、特に米国、日本、欧州などで強く認識された。しかし、南北問題にみられるように、知的財産権についてはさまざまな利害対立があり、先進国、開発途上国、低開発途上国間の統一の見解は困難をきたした。先進国よりも技術開発の側面で劣る開発途上国は、知的財産権の保護水準が高くなることによって、先進国による特許権などの技術独占が自国の技術開発を阻害するおそれがあることや、先進国にとって不利になるような技術を、自国に好意的に供与されるとは考えにくいことなどを懸念してきた。また、紛争解決などの場面でも、協定違反に対する制裁措置が単一協定か包括協定のなかで実施されるかは、被害国と加害国との関係によって、「対抗的措置」(Cross Retaliation)¹⁰⁾ に発展するか否かでも異なってくる。このような理由から、開発途上国は米国をはじめとする先進国に比し、知的財産権の保護水準を高める国際的な規律作りに消極的であった。

知的財産権の国際条約としては、ベルヌ・パリ両条約、そして国際的な管理機関として WIPO が存在することは既に述べたが、これらの国際条約や機関は加盟国が独自に定めた知的財産権保護制度に干渉してはならないと規定していることから、TRIPS 加盟国はこれらの条約で規定された権利保護水準を遵守しなければならない。また、パリ条約に加盟していないインドやタイなどにおいても、TRIPS 協定に

¹⁰⁾ GATT における紛争解決手続きを改善するため、「紛争解決に関する規則及び手続に関する DSU(Dispute Settlement Understanding)」が WTO に導入されたことにより、当該紛争案件と同じ分野内での対抗措置が有効でない場合、異なる分野において対抗措置を發動すること(クロス・リタリエーション)を可能とした。ただし、被発動国が分野の選択等に疑義をもった場合には、仲裁で審査が行われる。一例をあげれば、ブラジルで医薬品・化学品の特許が適切に保護されていないケースでは、米国はブラジルから輸入される紙製品・家庭用電気製品に 100% の関税賦課を決めたことがあった。本脚注前半は参考図書〔15〕の 426 頁を、後半については、参考図書〔1〕の 166 頁を参考にした。

加盟していれば、その保護水準を遵守する義務を負うことになる。また WIPO には独自の紛争処理を扱う制度がなく、紛争解決を国際司法裁判所に委ねているため、加盟国が規律に違反した場合でもそれを遵守させる執行力に欠けていた。つまり、WIPO において知的財産権に関する保護基準の調和を実現することは困難であった。そのため、ウルグアイ・ラウンドでは知的財産権における新たな国際的枠組みを策定する必要性が生じたのである。

知的財産権制度における国際的潮流という見地からみると、三つの大きなうねりがあった。まず初めの第 1 段階では、1893 年に誕生した「知的所有権保護合同国際事務局」(BIRPI: United International Bureau for the Protection of Intellectual Property)であり、それ以前に成立した、パリ条約(1883 年)とベルヌ条約(1886 年)を包含した事務組織といえる。第 2 段階では、1960 年から 1986 年までにおける期間で、国連総会決議により「開発途上国への技術移転における特許の役割」が 1961 年に決議され、1967 年の WIPO 設立につながった。つまり、この時代は、国連・WIPO 時代と呼ぶことができる。第 3 段階では、GATT/WTO・WIPO 時代につながる 21 世紀初頭までで、その間、上述したプンタ・デル・エステ宣言が 1986 年に行われ、1994 年に誕生した TRIPS 協定と続いている。

現代のように発展した地球的経済社会においては、貿易・投資の自由化や円滑化を促進するうえで、知的財産権の保護は不可欠な要素である。ましてや、企業の経済活動が国境を越えて広範囲で展開することから、その重要性はますます増大する一方であることは多くの議論を要しない。グローバル化を背に国際貿易の拡大は、知的財産を伴う商品やサービスの占める割合を飛躍的に高め、世界貿易機関の加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合においては、貿易秩序を歪曲する恐れが生じることになる。他方、知的財産の保護制度は有しているが制度の透明性が不十分、保護の対象範囲を極端に限定、保護期間の短縮など、保護全体の水準が不十分であり知的財産権侵害を排除する機能的な権利行使が十分に確保できていない開発途上国が多々存在していることも事実である。また、先進国において

も、内国民待遇制度を否定する行為や自国の利益を護る上で過剰防衛とも考えられる政策の実施など、さまざまな態様や制度は国際社会に混乱を誘引する結果となった。このような状況のもと、GATT の場でも、通商面における国際貿易秩序を整備し、知的財産の保護水準に関する国際合意を通じて知的財産の適切な保護の枠組みを作ることが急務であることが認識された。このような観点から、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素の一つとして、TRIPS 交渉が位置づけられた。そして、TRIPS 協定が、1994 年 4 月のマラケシュ会合において最終合意を経た後、1995 年 1 月 1 日に発効に至った。

4. 中国の TRIPS 協定遵守に見る問題点

1948 年に「関税と貿易に関する一般協定」(GATT: General Agreement on Tariffs and Trade)が発足した当時、中国は最初の構成 23 カ国の一員であった。1949 年に勃発した中国革命により、1950 年に台湾政府は中国の GATT 脱退を通告した。しかし、中華人民共和国は台湾政府の脱退宣言を容認せず、1986 年 7 月に加入条件の再交渉をもって GATT へ復帰を申請した。その後 15 年余の交渉期間を経て 2001 年 11 月、ドーハ・ラウンドで開催された閣僚会議で WTO 加盟が承認され、同年 12 月 11 日付で WTO に正式加盟を果たした。WTO 加盟以降、対中国貿易・投資は順調に伸びている。

2003 年の世界各国からの対中国貿易は 530 億ドルに達し、米国を追い越して中国が最大の投資受入国となった。また、日中貿易は輸出入とも 5 年連続で最高額を更新し、表 2 が示すように 2005 年における輸出入の総額は 20 兆 8 千 6 百億円となり、アジアの中では 1 位の座を占めている。これまでの推移から今後も日本と中国の経済はより一層緊密化していくものと考えられる。このように、中国の WTO 加盟に伴う貿易・投資機会の増加は国際貿易の観点からも大きく貢献している。

知的財産権の侵害については、ほとんどの東アジア諸国が模倣品や海賊版の発信源となっているが、率直に言えば、中国発の規模は他と比して圧倒的に大きいことを憂慮し、本稿では中国に焦点を絞り分

析を進める。

表2 日本の2005年輸出入の合計額 (単位: 百億円)

米国	2,188	香港	414
中国	2,086	* タイ	420
* ASEAN	1,634	* インドネシア	331
EU	1,612	* マレーシア	300
韓国	784	* フィリピン	185
台湾	680	* ベトナム	90

出所: 経済産業省通商政策局編『2006年版不正貿易報告書』

通商産業省通商政策局8頁の資料を基に筆者が本稿用に加工した。

注: *は、ASEAN加盟国を示す。

1979年に改革・開放路線を導入して以来、中国は社会主義市場経済の掛け声の下で経済体制の改革を推進してきた。WTO加盟は、この改革を大きく前進させて国際社会のなかで規律に基く本格的な経済構造改革を進める意思表示を高らかに国の内外へ示したことになる。事実、中国はWTO加盟交渉中の1990年代を通じて輸入品に対する関税率を引下げ、投資規制を緩和して貿易と投資の自由化を推進してきた。中国はまたWTO加盟時に、工業製品の関税率を2005年までに加重平均で6.8%まで引下げることと約束した。サービス貿易の分野でも広範囲な市場開放を約束した。知的財産権分野では、途上国に認められた猶予期間を援用することなく、TRIPS協定を直ちに実施することを約束し、TRIPS協定に基づく知的財産権関連法を改正・整備してきた。2001年7月には専利法(特許権、意匠権)、10月には著作権法、12月には商標法(商標、地理的表示)などを改正した。改正後にはそれぞれの細則を実施し、TRIPS協定の要求を満たすべき努力を行ってきた。その結果、模倣品や海賊版の取締りにも一定の改善が見られ、中国のWTO加盟後に示した積極的な改善策は、国際社会にとってより安定的で開かれた貿易・投資環境をもたらすと期待されていた。

こうした努力にもかかわらず、中国工商行政管理局のデータによると、2004年の商標権取締り件数は4万件を超えて増加傾向にあり、模倣品の増加などの被害は年々深刻さを増している。ジェトロが151

社を対象に2005年3月に実施した「第3回中国模倣被害実態アンケート調査」では、日系企業の26.5%が自社製品の模倣品などについて「被害は深刻」と答えており、前年の調査から13.1ポイントも上がっている。なんらかの被害があると答えた企業のうち、10億円以上の年間被害額を蒙った企業は16.3%、前年比で7.6%増加している。また、2004年2月に特許庁が発表した試算によると、中国における日本企業関係の模倣品・海賊版被害額は9兆3千億円という巨額に上る。模倣品による被害が悪化している主な要因として、取締り当局の抑止力の弱さが指摘される。刑事訴追基準や罰則が緩いだけでなく、特許侵害や、類似商標など、知的財産侵害であっても犯罪の対象とならない行為が横行している。2004年12月に、中国当局による「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての司法解釈」が公表され、刑事訴追基準の罰則強化が示された。しかし、なお再犯が多いという事実は、抑止力の弱さを示しており、一層の強化が望まれる。被害の悪化のもう一つの理由として、地方における司法制度の脆弱性が挙げられる。仮に日系企業が特許や商標登録を行い、模倣品製造企業を訴えたとしても、地方裁判所が地元の中国企業を保護するような判決を行うケースが多いという声は少なくない。これらの要因は再犯を許す結果となり、刑事罰の対象となる類型を拡大するなど罰則を含めて改善が叫ばれている。国際社会のなかで「世界の工場」と自他共に認める中国だが、一方で「世界一のニセモノ大国」との声も聞かれ、中国政府の取締り強化策の有効性が国際社会のなかで疑問視されている。

中国のWTO加盟に際して先進国が重大な懸念を2001年当時抱いたのは、中国の知的財産権保護に関する政策そのものではなく、この政策の完全遵守を約束した過去の合意のなかで、中国が示した不名誉な実績であった。一例を示せば、G. ブッシュ元大統領が現職当時に知的財産権保護の改善を目指し、中国が著作権、商標、特許などに関する法律を改正して「欧米先進国と同程度の保護」を与える約束を盛込んだ協定を1992年に交わしたことが挙げられる。しかし、いざ蓋を開けてみれば、残念な結果となった。中国の基本的なスタンスは次の発言にも現れて

いる。中国国務院の温家宝総理は2006年9月、欧州から指摘された貿易の諸問題を討議する会議に先立ち、「中国は知的財産権を重視し、一つの戦略的問題として考えるようになったのは近年のことである」とし、「知的財産権保護の問題において、日米欧、特に米国に向けて、中国にもっと時間を与えるべきだ」との発言は、日米欧との乖離を示している。

中国は、WTO加盟に際して国際基準に沿って広範囲な自由化を約束したが、TRIPS協定以外でもさまざまな問題点が加盟後も指摘されており、WTO加盟前の先進国の懸念が現実のものとなっている。中国にとって、WTO諸規定に基く義務の履行はWTO加盟国として当然果たすべき国際法上の義務であることはいうまでもない。特に、知的財産権保護の分野ではその完全履行には達せず、WTO加盟国との調和を図るうえで、一段の努力が必要である。このような過去の、そして現状から、具体的な問題点を取り上げ、中国によるWTO諸規定にもとづく義務の履行状況を再点検し、中国に改善策を求めるとともに、対中貿易・投資を行う外国企業は今後の対応を真剣に検討する必要がある。

これを日本政府は憂慮する事態として受け、中国をはじめとする東アジア各国・地域における模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題に対し、APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国の国内法制の整備やその適切性や効果的な運用、行政、司法各部門での取締りの強化などを要請するとともに、模倣品被害の深刻な国・地域における取締りの実効性の向上を目指し、現地の税関、警察、裁判所、知的財産権局等、関係機関の人材育成を支援している。また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である、「政府模倣品・海賊版対策窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応、「官民合同訪中ミッション」の派遣、業界単位での中国政府・業界との意見交換等の民間ベースでの各種活動に対する支援を行ってきた。しかし、中国では、知的財産権等の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見られるなど、模倣品・海賊版等の不正商品の実態は依然として深刻な問題であることは、すでに指摘したとおりである。

このため、日本の経済産業省は中国における知的

財産侵害の実態を把握し、その改善を求めていくための具体的なデータを収集するべく、中国政府に対して、2005年10月にTRIPS協定第63.3条に基く情報提供要請を行った。米国とスイスも同様の要請を中国に対して行っている。今後も引き続き、法制の適切かつ効果的な運用、刑事上・行政上の取締り強化、知的財産執行状況に関する情報の提供を求めていくことを政府は方針として打ちだした。

中国はコストの安さを売り物に外国資本の誘致に力を入れてきたが、知的財産権の保護や不当なアンチ・ダンピング¹¹⁾の慣行などを改善し、国際的に公正な取引を行える安定国家として成長することが急務であろう。中国がWTO諸規定をその加盟約束に従って誠実に履行しない、あるいはできない場合、対中国の貿易や投資を行う外国企業にとりビジネスにおける不透明性が増し、中国と国際社会の双方にとって大きなマイナスがもたらされることになる。

5. 知的財産権に見る米国の相互主義

本稿は米国の極端な相互主義の問題について特化しているわけではないが、なぜ米国が攻撃的な相互主義に固執するかを考えてみることは興味深いことである。米国はもともと知的財産権保護を抑制する傾向にあったが、1970年代後半から1980年代初頭にかけて産業力の低下が議会や企業場で議論され、その対策として特許権保護の拡大という意識が広がり、おりから訪れた情報化社会を追い風にプロパテント政策の実施が行われた。このような社会環境は連邦巡回控訴裁判所の設立にも現れ、また、同時に特許に関する訴訟件数の増加が見られた。海外市場、特にアジア市場においては、知的財産権に関する不公正取引の増加という問題も浮上した。そこで、米国は積極的な保護政策に転じるようになった。

このことは、知的財産権の重要性が高い高度の技術・情報産業の展開という産業構造変化への対応に

¹¹⁾ダンピングとは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われることを指し、通常の商取引における販売はダンピングではない。ダンピング販売により、輸出された国の競争する産業が損害を蒙っていることが正式な調査で明らかにされた場合、その国は損害を蒙っている自国の産業を救済する目的で、アンチ・ダンピングの発動措置をとることができる。参考資料〔15〕207頁を参考にした。

加えて知的所有権の保護により自国産業の国際競争力の失地回復を願う米国の意図を反映したものとなった。サービス貿易と同様、知的財産権を重要視してきた米国は、知的所有権の保護問題が貿易に多大な影響を及ぼすことからこの問題を GATT で扱うべきであるとの主張を展開した。というのも、WIPO の条約には契約違反に対する制裁規律が定められてなく、その不備を GATT の規律で補うことを意図したのであった。

知的財産権問題は、北北問題¹²⁾と密接な関係があることから、日本や欧州共同体(EC: European Community)は米国と歩調を揃えることに当初難色を示したが、その有意義性を認識して米国の主張に一定の理解を示し、また自国の利益も考慮し、1986年9月に開催されたプンタ・デル・エステの交渉参加国の閣僚会議において知的所有権が投資および貿易と共にウルグアイ・ラウンドの新分野の交渉項目として承認されるまでに漕ぎつけた。米国が力を入れるもう一つの理由として、国際的規律を策定して各国の知的財産権の保護水準を高めることにより、多くの特許や著作権を有する米国企業を活性化させようとの意図があった。しかし、知的財産権については途上国の反対が強くほとんど進展がなかったことから、先進国が比較優位にある農業や繊維分野で譲歩を示し、消極的な姿勢を固持していた途上国を交渉のテーブルに参加させることで、多角的な国際的枠組みとして TRIPS 協定の誕生を見たのである。

1980年代の米国においては、国内制度の整備を通じて、コンピューター・ソフトの著作権法の保護、半導体チップ保護法による半導体回路図の10年間の権利保護、遺伝子操作による生物特許の判決による承認などの導入により、知的財産権の対象の拡大があった。そして、それらの動きは裁判所や司法省

の知的財産権に関する制度や意識の変化を促す結果に通じた。海外市場からの輸入関連では、知的財産権侵害物を水際で阻止する関税法 337 条の強化もあった。これら一連の制度や意識の劇的变化は、米国市場をめぐる特許権関連の国際紛争が激化したことにも現れ、1982年のIBM産業スパイ事件を契機に日米間の知的産業権紛争からも明らかである。このように日米間で知的財産権をめぐる紛争が激化するなか、日本は1980年代に知的財産権制度の整備に着手し、1986年の著作権法によるソフトウェア保護の実現、1986年のデータベースの著作権保護の導入などにつながった。

米国はしばしば日本や他の外国政府に対しても、蓄積された自国の知的財産と巨大な国内市場を武器に米国を事実上の基準とする知的財産権制度の調和を求めて米国制度への同化を要求することがあるが、米国の一方的制裁措置である「301条」や日本が米国の圧力から開放されるという政治的な判断の基にかつて発動された「自動車自主輸出規制」などは、WTO 協定下では禁止されている。しかし、米国は WTO のような国際条約と連邦法を合衆国の憲法のもとに同格と位置づけていることから、米国の通商法の行使、例えば 301 条は、自国の国益を守る上で、当然の権利であるとの主張を展開している。これに反し、日本は国際条約を日本の法律よりも上位に位置づけている。

ここにもう一つの米国による問題点がある。世界の多くの国が先登録(First-to-file)を採用するなか、米国は TRIPS 協定成立後も先発明(First-to-invent)主義に固執してきた。つまり、米国流の先発明主義では、日本や欧州の先登録(先願主義とも呼ぶ)とは異なり、先に発明した人に特許を与える制度をとっている。ただ、TRIPS 協定の成立条件は明示的ではなく、米国の先発明制度が協定違反とは言いがたい。しかし、世界的調和の見地からは紛争の要因となる場合がある。例えば、先発明の場合、特許権利者が不確定のまま長い期間が過ぎ、発明成果が製造段階に移った後に、突如として真の発明者が浮上する、いわゆる「サブマリン特許」¹³⁾が生じ易い。しか

¹²⁾北北問題とは先進国間の問題であり、本稿では主に米国の特許制度と日本や欧州の違いを指す。米国は、発明の前後で特許権が付与される「先発明主義」である。他方、日本や欧州は出願の前後で特許権を付与する「先願主義」を採用している。これら主要国間の特許制度の相違は円滑な国際貿易を阻害する恐れがあるため、特許制度の調和を目指して1980年代半ばから交渉が行われたが、米国の強硬な姿勢で交渉は未解決の状態が続いた。しかし、2006年11月、日米欧を含めた先進41カ国が東京で開いた合同会議で、特許制度の統一を掲げ、「先願主義」を軸に「特許相互承認」の採用に向けた第一歩を踏み出した。

¹³⁾サブマリン特許とは、その名が示すとおり、潜水艦、つまり、出願の後、未公開のまま長い期間にわたり特許の技術内容などを潜伏

し、近年、日本や欧州で採用されている先登録主義を主軸に据えた特許の相互承認、つまり「世界特許」¹⁴⁾ 構想へ向けて統一を目指す日欧先進国の呼びかけに米国も積極的な姿勢を見せ、国際的な調和を図る方向で関係者間の調整が進み、最初の登録者に優先権を与えることで混乱や紛争が減少する方向で協議が進められている。

米国通商代表部 (USTR: United States Trade Representative) は 1974 年に成立した「米国通商法第 181 条」に基き毎年 3 月に大統領、上院財政委員会ならび下院の委員会に対して、外国の貿易障壁に関する報告書を提出する義務がある。USTR が発表するのは「外国貿易障壁報告書」(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers) 通称、NTE レポートと呼ばれていて、米国のモノ、サービスの輸出、米国企業・国民による直接投資ならび知的財産権の保護に影響を及ぼす外国の貿易障壁が主たる議題として取上げられている。こうした障壁には、米国がモノとサービスの国際的な取引を規制したり、妨げたり、阻害したりしていると考えられる外国政府あるいは企業による措置や政策が含まれ、いずれも米国からみた懸念材料であるが、知的財産権については、「知的財産権保護の欠如」という議題のもとに、10 項目にわたる広範囲な分野の中の一つとして紙幅を割いている。2006 年版「NTE レポート」¹⁵⁾ は、初回から数えて 21 回目の発行となり、USTR の ロップ・ポートマン (Rob Portman) 代表が報告者となっている。本報告書は、報告対象国をアルファベット順に編成し、最初の A のアンゴラから、最後の V のベトナムまでの諸国に加えて、欧州連合 (EU: European Union)、台湾、香港、南部アフリカ関税同盟 (SACS: Southern African Customs Union) などの地

域を含め、総数 58 ヶ国と地域に関する貿易障壁について米国の視点から詳細な問題点を報告している。日本については数十頁を割き、輸入慣行、政府調達などに加えて米国産牛肉の輸入に対する消極的な姿勢が貿易障壁に値すると指摘している。

報告書の中でも特に目を引くのは、中国に関する貿易障壁の報告であるが、報告書総数 720 頁のうち、70 頁を割き、中国が WTO に加盟する際に約束した条件の不履行あるいは履行されているが、不完全あるいは不透明な政策の実施状況について指摘している。例えば、知的財産権のなかでは、中国政府当局の違反者に対する取締りの緩さ、国境での侵害物品の差押さえ措置の改善、映画・ビデオ製品・ソフトウェア・インターネットなどに関連する海賊行為に対する取締り、米国中小企業が直面している知的財産権侵害の取締りなど、2005 年 7 月に中国当局と会議し強く改善を求めたことなどを指摘している。同時に、改善が認められない場合、米国独自の通商制裁手続、スペシャル 301 条 (知的財産権侵害)¹⁶⁾ の対象候補国に載せる準備の検討を加えている。同報告書はまた、米国、日本、スイスの 3 カ国が呼応し、中国に対し不透明な知的財産権の保護に関する報告書の提出を 2005 年の 10 月に求めたと報告している。また、一定の改善が見られない場合、日本や欧州連合と共に中国を WTO に提訴することを示唆している。しかし、知的財産権の侵害については WTO に提訴した前例がなく、仮に提訴しても、その成否は定かではない。

6. おわりに

これまで知的財産権を保護する TRIPS 協定の設立や米国および中国とその周辺に関する問題点を中心

させ、突如成立に持ち込むことを指す。このため情報が公開されないまま、長い潜伏期間を経て承認されることもあり、すでにその技術を使って商品を販売している企業などが後から多額の特許料を請求される場合がある。具体例として、かつてセガと任天堂が米国の個人発明家に提訴され、57 億円の和解金を払ったこともあった。また、「レメルソン」の特許紛争では、1954 年に出願し、38 年後の 1992 年に特許日となったケースもあり、米国内でもしばしば紛争の要因となっている。早期に公開されれば、このようなサブマリン特許による紛争を避けることができる。

¹⁴⁾ 詳細は、参考資料 [23] を参照されたい。

¹⁵⁾ 2006 年版は、702 頁からなり、米国からみた貿易障壁国に関する詳細な報告が記載されていて、2006 年 3 月 31 日に発行された。

¹⁶⁾ 米国の通商制裁手続には、スーパー 301 条 (不公正な貿易慣行)、スペシャル 301 条 (知的財産権侵害)、タイトル VII (不公正な政府調達)、電気通信条項 (電気通信分野の市場機会) などがあり、このうち時限措置であるスーパー 301 条ならびにタイトル VII については、2001 年 1 月以降、効力を失っている。しかし、スペシャル 301 条ならびに電気通信条項に関しては、NTE レポートの提出後 4 月までの一ヶ月間に、USTR が、それぞれの条項に基づき問題がある国や慣行に関する報告書を公表する。その報告書において「優先国」、「優先慣行」などと優先順位が定められた場合、さらなる調査や二国間協定のための交渉開始など実際に制裁の手続が進められることになる。経済産業省発行の資料に依拠する。

http://www.miti.go.jp/policy/trade_policy/n.america/us/html/about_nte.html, 2006 年 12 月 18 日

に分析を試みてきたが、日本の政府や当局も手をこまぬいて事態を傍観してきたわけではない。

表 3 知的財産に関する主要政策策定

年月	知的財産に関する主要政策策定
2002・02	小泉首相演説・首相直属の知的財産戦略会議設立
2002・05	産業競争力と知的財産を考える研究会、最終報告書
2002・07	知的財産戦略大綱決定
2002・11	知的財産基本法成立
2003・03	知的財産戦略本部発足
2005・04	知的財産高等裁判所設立
2006・06	官民合同知財保護ミッションの中国派遣

出所：経済産業省、外務省、知的戦略本部、ジェットロなどの各種資料を基に筆者が作成した。

表 3 は、日本政府主導のもとに行われた知的財産に関する主要な諸政策をまとめたものであるが、なかでも 2002 年 7 月決定した「知的財産戦略大綱」は注目に値する。その詳細は別の機会に譲るが、増大する模倣品・海賊版からの保護を図る上で TRIPS 協定上の権利の行使のように、政府がこれまで策定した各種大綱より踏み込んで、具体的な行動計画を示している。また、本大綱は、経済産業省、外務省、文部科学省、総務省、法務省、総合科学技術会議、農林水産省、厚生労働省、財務省、警察庁、内閣官房などはもとより、多くの担当省、庁など諸機関間の横断的連携を課している。日本政府は、同大綱の決定を受け、知的基本法準備室の設置、法案の作成などの準備を経て、知的財産基本法の成立、知的財産戦略本部の設立、知的財産高等裁判所の発足などを具現化し、本大綱を空論とせず、具体的に進めた実行力は高い評価に値する。政府はまた、「国際知的財産保護フォーラム」(IIPPF: International Intellectual Property Protection Forum)を創設し、2006 年 6 月に第 4 回目の官民合同ミッションを中国に派遣した。北京では、知的財産関連の 12 省庁と会議をもち、中国側に取締りの向上を図るセミナー開催や日中相互間の情報の交換などを通じて水際差止め制度の運用改善や模倣品の真偽判定会を開催し、一定の効果を上げた。訪中ミッションの回が重なるごとに、中国側

も問題の重要性を認識し、これまでの消極的な姿勢から転じ、日本と中国双方当局の解決に向けた問題の共有化が進んでいる。他方、WTO が多くの時間と労力を費やして TRIPS 協定の中に細則を設け、また米国が攻撃的な相互主義の強硬な姿勢を今後も貫くとしても、模倣品や海賊版の市場氾濫はその背景にある製造国の発展レベル、保護制度の未熟さなどの要素が複雑に絡み、容易に解決する問題ではない。この問題に効果的に対処するには、産業界と政府が一体となり、根気よくその撲滅に向けた努力が必要であると同時に、相手国と共に解決の道を探る共同姿勢が求められている。また、知的財産権に関する懸念や問題点は G8 や APEC で討議されてきたように地球規模で拡大していることから、それぞれの立場でその解決に向けた努力を傾注していることになんらの疑いはない。しかし、多くの内外の政策や法的条文の規律は、知的財産の保護分野に直接関与している公的・私の実務担当者や研究者など、いわば一握りの専門家集団のための指針であることから、単に法律の強化策や改善策をもって解決を目指してもその効果は限定的であろう。そのような視点から見ると、知的財産権保護の問題と効果的に取り組むには、それと密接に関連のある一般消費者をはじめ企業、関連組織や団体を対象とする周知運動や啓蒙教育を展開し、社会全体の知的財産権の保護意識を高める環境づくりが重要であることを指摘する。

参考図書・資料

- [1] 田村次朗『WTO ガイドブック』弘文堂 2001 年
- [2] 浦田秀次郎・日本経済研究センター『日本の FTA 戦略』日本経済新聞社 2002 年
- [3] 小寺彰編著『転換期の WTO』東洋経済新報社 2003 年
- [4] 渡辺頼純編著『WTO ハンドブック 新ラウンドの課題と展望』日本貿易振興会 2003 年
- [5] 高瀬保『WTO と FTA』東信堂 2003 年
- [6] UFJ 総合研究所『経営者のための知的財産保護マニュアル in China』日本貿易振興機構 2003 年 7 頁。
- [7] 外務省経済局国際貿易課『2005 年版 WTO 早わかり Q&A』外務省国内広報課 55 頁。2003 年

- [8] 浦田秀次郎・日本経済研究センター『アジア FTA の時代』日本経済新聞社 2004 年
- [9] 松下満雄編『WTO の諸相』南窓社 2004 年
- [10] 荒木一郎・川瀬剛志『WTO 体制下のセーフガード』東洋経済新報社 2004 年
- [11] 経済産業省通商政策局産業構造審議会 WTO 部会 不公正貿易政策・措置調査小委員会『2005 年版不公正貿易報告書』財団法人経済産業調査会 2005 年
- [12] 飯沼博一『国際貿易をめぐる諸問題と解決への道』白桃書房 2005 年
- [13] 滝川敏明『WTO 法』三省堂 2005 年
- [14] 植村昭三『知的財産保護規範作りの国際潮流』2005 年
- [15] 経済産業省『通商白書 2005』ぎょうせい 2005 年
- [16] 経済産業省通商政策局産業構造審議会 WTO 部会 不公正貿易政策・措置調査小委員会『2006 年版不公正貿易報告書』財団法人経済産業調査会 2006 年
- [17] ジェトロ『2006 年版 ジェトロ貿易投資白書』ジェトロ東京本部 2006 年
- [18] 特許庁工業所有権保護適性化対策事業『2005 年度模倣被害調査報告書』特許庁 2006 年
- [19] 日本経済新聞「海賊版・模倣品 中国を WTO 提訴」13 版日本経済新聞社 2006 年 10 月 28 日 1 頁。
- [20] 日本経済新聞「海賊版・模倣品 中国を WTO 提訴」13 版日本経済新聞社 2006 年 10 月 28 日 1 頁。
- [21] 日本経済新聞「世界特許構築へ日米欧で検討会」13 版日本経済新聞社 2006 年 11 月 9 日 5 頁。
- [22] 下田敏「EU へのコピー商品流失、年 7500 万点」13 版日本経済新聞社 2006 年 11 月 11 日 7 頁。
- [23] 下田敏「EU へのコピー商品流失、年 7500 万点」13 版日本経済新聞社 2006 年 11 月 11 日 7 頁。
- [24] 日本経済新聞、「新特許条約案、来週合意へ」13 版日本経済新聞社 2006 年 11 月 14 日 5 頁。
- [25] 日本経済新聞、林さや香「特許制度の統一」日本経済新聞社 12 版 2006 年 12 月 3 日 28 頁。
- [26] Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives, *Overview and Compilation of U.S. Trade Statutes 2003*
- [27] World Trade Organization, *Understanding the WTO*, World Trade Organization Information and Media Relations Division, 2003
- [27] Department of Commerce, “*Commerce Secretary to Lead Trade Mission to China*”, Trade and Economics of U.S States Government dated November 12th 2006.
- [28] U.S.-China Economic and Security Review Commission, “*2006 Annual Report to Congress of the U.S.-China Economic and Security Review Commission of November 16th 2006*”
- [29] Office of the United States Trade Representatives, *2006 Special 301 Report Executive Summary*, http://www.Ustr.gov/Document_Library/Press_Release/2006/!pril/Report_Notes/Continued_Pro. December 2nd 2006
- [30] http://www.commerce.gov/opa/press/Secretary_Guiterrez/2006_Release/September/2006x20IPRx December 3rd 2006
- [31] The National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council, *Report to The President and Congress on Coordination of Intellectual Property Enforcement*. http://www.commerce.gov/opa/press/Secretary_Guiterrez/2006_Release/September/2006x20IPRx December 3rd 2006
- [32] International Information Programs of United States Government, *Chinese Intellectual Property Theft Could Spur U.S. Protectionism*, <http://usinfo.state.gov/archives/display.html/> December 3rd 2006
- [33] The Eighteens APEC Ministerial Meeting HA NOI, Vietnam 15-16 November 2006, *Joint Statement, Asia-Pacific Economic Cooperation*, http://www.Apec2006yn/uploads/doc/1163746263_1895.pdf, December 3rd 2006
- [34] WIPO Arbitration and Mediation Center, *Dispute Resolution for the 21st Century*, World Intellectual Property Organization, http://www.wipo.int/free/publication/en/arbitration/779/wipo_pub_779.pdf, December 21st 2006

(Received : January 10, 2007)

(Issued in internet Edition : February 1, 2007)